



県章

群馬県報

平成27年
11月17日(火)
第9351号

目次

ページ

告 示

○解除保安林(森林保全課)	2
○道路の区域変更(道路管理課)	2
○同	2
○道路の供用開始(同)	3

公 告

○所在不分明通知(森林保全課)	3
○同	6
○土地改良区役員の就退任の届出(農村整備課)	8
○都市計画道路変更の県原案(都市計画課)	9
○公聴会の開催(同)	10
○道路位置の指定(建築課)	10

■ 告 示

◎群馬県告示第354号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年11月17日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除に係る保安林の所在場所 甘楽郡南牧村大字檜沢字根草1279
- 2 保安林として指定された目的 落石の危険の防止
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

◎群馬県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年11月17日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の 種 類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	新田町新後閑線	高崎市下和田町四丁目2番の1地先から同市同2番の8地先まで	前	20.0	60.0
			後	20.0～23.0	60.0

◎群馬県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年11月17日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の 種 類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	462号	藤岡市坂原字南788番の2地先から同市同字坂原688番の1地先まで	前	10.8～20.0 11.8～27.2	96.2 109.4
			後	11.8～27.2	109.4

◎群馬県告示第357号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年11月17日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	354号	伊勢崎市東上之宮町706番の4地先から同市田中町396番の1地先まで	平成27年12月1日

■ 公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を渋川市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成27年11月17日

群馬県知事 大澤 正 明

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
渋川市村上字塩川437の17	佐藤淀太郎	
渋川市村上字西原649の1、650	野村政吉	
渋川市村上字岩原1417の4	塩原積太郎	共有林
同	塩原伴蔵	同
同	横山太七	同
同	角田岩雄	同
同	角田亀吉	同
同	角田弥吉	同
同	吉澤長多	同
同	吉澤福次郎	同
同	金井孫一	同
同	群馬高松藤市	同

同	佐藤丑五郎	同
同	佐藤佐平	同
同	佐藤勝五郎	同
同	佐藤新之助	同
同	佐藤泰作	同
同	佐藤藤造	同
同	佐藤芳雄	同
同	佐藤茂平	同
同	新井幾三郎	同
同	新井寿衛作	同
同	新井榮作	同
同	斉藤衛象	同
同	斉藤嘉十郎	同
同	斉藤群治	同
同	斉藤元吉	同
同	斉藤己之七	同
同	斉藤荒次郎	同
同	斉藤周作	同
同	斉藤浅造	同
同	斉藤鶴造	同
同	斉藤保次	同
同	斉藤卯平	同
同	石川作雄	同
同	石川良作	同
同	村上安一	同
同	村上条三郎	同
同	村上信次	同
同	村上柳三	同
同	中沢湊	同
同	中澤為吉	同

同	中澤源吾	同
同	朝比奈喜夫	同
同	朝比奈金之丈	同
同	朝比奈新作	同
同	朝比奈富造	同
同	塚原駒造	同
同	唐澤茂太郎	同
同	飯塚訓太郎	同
同	飯塚浩二	同
同	飯塚彌一郎	同
同	飯塚浅吉	同
同	樋田種五郎	同
同	樋田定吉	同
同	樋田實五郎	同
同	平形守十郎	同
同	平形廣雄	同
同	茂木丈七	同
同	茂木代吉	同
同	茂木茂平	同
同	茂木友作	同
同	茂木榮治	同
同	柳亀治郎	同
同	澤下茂市	同
同	齋藤市郎	同
同	齊藤正平	同
同	齊藤忠作	同
同	齊藤平八	同
同	高田泉	同

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字塩川437の17、字西原649の1、650

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
渋川市小野子字広町2の3、字田島356の1、356の5	佐藤市郎兵衛	

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 平成27年8月25日群馬県告示第270号

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を上野村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成27年11月17日

群馬県知事 大澤 正 明

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
多野郡上野村大字勝山字登リト423	黒澤英之助	
多野郡上野村大字勝山字赤屋461	三木保徳	
多野郡上野村大字新羽字向704、705、707から709まで、 字前山812、字後山814、815、816の1、816の2、8	黒澤(沢) 邦彦	

19の1、819の2、字高ソウリ855、字モズ木1594の2、 字ゴウ戸1595の1、1595の2、1596、1597		
多野郡上野村大字新羽字トチ久保727の1	黒沢もや	
多野郡上野村大字新羽字前山790	宮澤しづゐ	
多野郡上野村大字新羽字前山792	宮澤宗平	
多野郡上野村大字新羽字前山799	黒澤正徳	
多野郡上野村大字新羽字前山811	櫻井磯吉	
多野郡上野村大字新羽字高ソウリ837、839、字キワダ久保890、891、894	今井淳	
多野郡上野村大字新羽字高ソウリ840、842の1、856、857	宮澤かつみ	
多野郡上野村大字新羽字高ソウリ841	宮澤寅吉	
多野郡上野村大字新羽字高ソウリ845、846	池口一男	
多野郡上野村大字新羽字高ソウリ847の1	黒沢喜蔵	
多野郡上野村大字新羽字キワダ久保893、字ゴウ戸1607	黒澤（沢）正七	
多野郡上野村大字新羽字キワダ久保895	宮澤助次郎	
多野郡上野村大字新羽字キワダ久保896	黒澤良蔵	
多野郡上野村大字新羽字キワダ久保901	黒沢正七	
多野郡上野村大字新羽字キワダ久保904	黒沢正杵	共有林
多野郡上野村大字新羽字ハヤブサ1360	塚田武雄	
多野郡上野村大字新羽字ハヤブサ甲1370、1371	丸山二三喜	
多野郡上野村大字新羽字道陸神1388	小野勉	
多野郡上野村大字新羽字蛇木1413の1、1419の2、甲1422、乙1422	今井サヨ子	
多野郡上野村大字新羽字ゾウ別当1503	福島與作	共有林
多野郡上野村大字新羽字モズ木1586	黒澤鶴吉	

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字向707（次の図に示す部分に限る。）、708

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
多野郡上野村大字新羽字後山813	黒澤（沢）邦彦	

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び上野村役場に備えて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 平成27年9月1日群馬県告示第278号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成27年11月17日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	理事 監の 事別	区 分	役 員 氏 名	住 所
藤岡	理 事	再 任	神田隆	藤岡市小林619番地
	同	同	内林房吉	同 上大塚126番地1
	同	新 任	小平庄治	同 中大塚893番地
	同	同	除村晃一	同 下大塚21番地
	同	同	福島孝之	同 本郷1526番地
	同	同	関広美	同 神田295番地
	同	同	柴田己一	同 矢場721番地
	同	同	入佳雄	同 東平井1114番地
	同	同	須藤哲雄	同 同 1215番地

	同	同	秦野治夫	同 金井253番地
	同	退任	森谷哲男	同 中大塚526番地
	同	同	平柳征一	同 下大塚28番地1
	同	同	岩崎典雄	同 本郷234番地
	同	同	渋谷春夫	同 神田741番地
	同	同	神田峰一	同 三本木32番地1
	同	同	平野公司	同 東平井1251番地
	同	同	清水安幸	同 鮎川353番地
	同	同	武者米雄	同 金井乙190番地
	監事	再任	中村春夫	同 藤岡乙2185番地
	同	新任	麻生浩一	同 神田1228番地1
	同	同	堀口正一	同 鮎川548番地
	同	退任	齊藤和男	同 矢場614番地2
	同	同	大河原明	同 東平井481番地5

藪塚都市計画道路について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

平成27年11月17日

群馬県知事 大澤 正 明

都市計画道路中3・3・2号藪塚北部1号幹線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・2	藪塚北部1号幹線	太田市大原町	太田市大原町	太田市大原町	約2,120m	地表式	4車線	23m	幹線街路と平面交差3箇所	
	3・5・7	大間々尾島線	太田市大原町	太田市六千石町	太田市大原町	約4,660m	地表式	2車線	13m	幹線街路と平面交差2箇所 自動車専用道路と立体交差1箇所	

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、藪塚都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成27年11月17日

群馬県知事 大澤 正明

- 1 開催期日及び場所 平成27年12月11日（金）午後1時30分から 群馬県太田合同庁舎
- 2 作成しようとする都市計画の案 藪塚都市計画道路の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県太田土木事務所及び太田市都市政策部都市計画課において、平成27年11月17日（火）から同年12月1日（火）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条に規定する休日を除く。）。）
- 3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、平成27年12月1日（火）までに下記に到着するよう提出すること。
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
- 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県太田土木事務所、太田市都市政策部都市計画課及び公聴会開催予定の場所に掲示する。
- 6 公聴会の問い合わせ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654
別記様式

藪塚都市計画道路の変更（3・3・2号藪塚北部1号幹線ほか1路線の変更）に関する公述申出書

年 月 日

群馬県知事 大澤 正明 あて

平成27年11月17日付け群馬県報に登載された藪塚都市計画道路の変更（3・3・2号藪塚北部1号幹線ほか1路線の変更）に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

- | | | |
|---------------------------------|----|------|
| 1 公述申出人 | 住所 | 電話番号 |
| | 氏名 | 職業 |
| | 印 | 年齢 |
| 2 都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要） | | |
| 3 意見の要旨（別紙のとおり） | | |

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年11月17日

群馬県知事 大澤 正明

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日
1	建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字大久保字大畑780-6、780-6地先道路及び同地先水路	延長 15.63 幅員 6.00	群馬県指令前土第304-10号 平成27年10月8日
2	同	利根郡みなかみ町大字後閑字南入河原82-5、83-5	延長 25.33 幅員 4.00	群馬県指令沼土第2304-2号 平成27年10月23日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111